

第三期とよたSDGsパートナー制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第三期とよたSDGsパートナー制度（以下、「本制度」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 本制度は、本市と連携してSDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を「とよたSDGsパートナー（以下、「パートナー」という。）」として登録し、本市及びパートナーがそれぞれの有する資源や知見等を生かしながら活動することで、共にSDGsの普及啓発及び市の地域課題の解決を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 SDGsの達成に向けて豊田市と連携した取組や活動を実施している、又はその予定がある企業・団体等。

(種別)

第4条 日本国内で活動する企業・団体等を「国内パートナー」とし、海外の自治体等を「海外パートナー」とする。第5条（2）及び第6条は、海外パートナーについては、適用しない。

(要件)

第5条 パートナーに応募する企業・団体等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる基本条件及び登録要件の全てを満たすこととする。

(1) 基本条件

- ア 豊田市及び多様なステークホルダーとの連携、共働を心掛け、SDGsの普及啓発に取り組むこと
- イ 登録内容等パートナーに関する情報をホームページ等で公表し、関連事業等で活用することに同意すること
- ウ 本市市税の滞納及び未申告がないこと。
- エ 「豊田市暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。また、本条例に反する活動を行っていないこと。

(2) 登録要件

- ア 目指すゴールが明確である

- イ 目指すゴール達成に向けて豊田市と連携した取組を現に実施している又はその予定があり、かつ取組の内容が豊田市の地域課題の解決に資するものである
- ウ 取組や活動に付随した強みを市又は自身以外のパートナーに提供できる
- エ オンラインSDGsプラットフォーム「プラットフォームクローバー」へのアカウント及びページの作成並びに定期的な更新を行う

(応募方法)

第6条 申請者は、オンラインSDGsプラットフォーム「プラットフォームクローバー」へのアカウント及びページの作成を行った後、あいち電子申請・届出システムの「とよたSDGsパートナー登録申請書」に必要事項を入力し、応募することを原則とする。

(登録)

第7条 申請者から前条に規定する応募があったときは、未来都市推進課が第4条に規定する事項に適合することを確認し、当該申請者をパートナーとして登録するものとする。登録にあたり、必要に応じ、申請者に説明または追加書類の提出を求めることができる。

(登録内容の変更)

第8条 登録内容(取組・活動内容等含む)に変更が生じたときは、あいち電子申請・届出システムにて「とよたSDGsパートナー変更届」を提出し、新たな情報を再登録することとする。

(登録期間)

第9条 パートナーの登録期間は、登録から令和12年度末(西暦2031年3月)までとする。

(取組に関する届出)

第10条 パートナーとしての取組に関する届出については、次のとおりとする。

- (1) パートナーが取組の実施に伴い、豊田市に協力を求める際は、事前に内容がわかる書類等を未来都市推進課まで届け出ることとする。
- (2) 取組の実績報告については、豊田市が指定する方法により行う。

(禁止事項)

第11条 パートナーは、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) とよたSDGsパートナーのイメージを損なう、又は正しい理解への妨げとなる活動
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) 「豊田市暴力団排除条例」に反する活動

(ロゴマークの使用及びPR)

第12条 パートナーは、第8条に規定する期間において、とよたSDGsパートナーのロゴマークを無償で使用し、とよたSDGsパートナーとしてPRすることができる。
ただし、ロゴマークの使用及びPRは、第2条に規定する趣旨に沿った取組に限る。

(支援)

第13条 未来都市推進課は、パートナー登録内容や取組実績等をホームページ等において広報するとともに、庁内関係課やパートナー間の調整、研修会やマッチング、外部機関と連携したPR等の支援を行うこととする。

(退会)

第14条 とよたSDGsパートナーは、あいち電子申請・届出システムにて「とよたSDGsパートナー退会届」を提出することにより任意に退会することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。